

領域「言葉」と小学校国語科の連続性

原田 留美

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

Continuity between MEXT's New Courses of Study for Kindergarten and Elementary Schools: From "Language" to "Japanese"

Rumi Harada

NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY FACULTY OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY

DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE

要旨

平成29年、新しい幼稚園教育要領と小学校学習指導要領が公示された。今回は、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の育成を三つの柱として改訂されている。新幼稚園教育要領の、領域「言葉」のねらいと、新小学校学習指導要領国語科の目標を見ると、後者は大幅に改訂されており、前者は変更されていない。本稿では、新幼稚園教育要領の領域「言葉」のねらいと、今回の改訂の方針を関わらせて読むことを試みた上で、領域「言葉」のねらいおよびそれをふまえた内容と、新小学校学習指導要領国語科の低学年の目標との連続性について、どのように読み取ることが可能か、語彙等の表現から探った。新幼稚園教育要領の領域「言葉」のねらいや内容は、育みたい能力・資質の項目の枠組通りに記述されているわけではないが、国語科の目標と繋がりうるものとして読むことが出来ることが確認出来た。

キーワード

小学校学習指導要領、幼稚園教育要領、領域「言葉」、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

Abstract

In 2017, the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT) released its new Course of Study for Kindergarten (CSK) and new Course of Study for Elementary Schools (CSES), with revisions principally being having been made in three areas: "knowledge & ability", "thought & judgment & expressiveness" and "energy for learning & personal development".

Close inspection of the "Purpose" in the new CSK's section on "Childcare Content (Language)", and the "Goal" in the new CSES's section on Japanese Language Education (JLE), reveals that although the latter has undergone extensive revision, the former has remained unchanged. The purpose of this paper is therefore to evaluate the amount and kind of continuity which can still be said to exist between these two sections (especially as reflected in the wording of these two sections) when one attempts to read them in the light of the overall intent and goals of these 2017 revisions. Our conclusion is that although the content of the "Purpose" in the new CSK's section on "Childcare Content (Language)" does not particularly follow a conceptual framework describing which kinds of knowledge and abilities should be developed in kindergartners, it nevertheless displays considerable continuity with the "Goal" given in the new CSES's section on JLE.

Key words

course of study for elementary schools, course of study for kindergarten, childcare content (language), nursery school guidelines, centre for early childhood education and care guidelines

I 研究の背景と目的

平成29年に、新しい幼稚園教育要領、ならびに小・中学校の学習指導要領が公示された。保育所保育指針・幼保連携型認定子ども園教育・保育要領も同時に示されている。

今回の改訂では、初等中等教育全体を通じての資質・能力育成の見通しを立てることが図られた。具体的には、教科等の目標や内容が、以下の三つの柱に基づき再整理されている³⁾。

- ①「何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」
- ②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」

小学校学習指導要領の各教科の章には、「各学年の目標及び内容」が低学年・中学年・高学年に分けられて記載されているが、その記述内容は、平成20年公示のものとは大きく変わっている²⁾。一方、幼稚園教育要領の5領域におけるねらいおよび内容については、ねらいの(3)に「言葉に対する感覚を豊かにし、」が付け加わったほかには変更は見られない⁴⁾。

以前、平成20年公示の幼稚園教育要領の領域「言葉」のねらいには、平成20年公示の小学校学習指導要領の国語科に見える低学年の目標の基盤となるものが含まれていること、すなわち、両者には連続性が認められることを指摘したことがある⁵⁾。しかし上のような改訂状況となっているため、新幼稚園教育要領と新小学校学習指導要領の当該部分には、表面上、現行版のような連続性を読み取ることが困難である。新幼稚園教育要領の領域「言葉」と新小学校学習指導要領の国語科の連続

性についてどのように読むことが可能であるか、探ることを本稿の目的とする。小学校学習指導要領については、発達の点から幼児教育と密接に関わる低学年に関する項目に限定して取り上げることとする。よって以下、学年についての注記は原則しない。

本稿では、まず、20年公示版の領域「言葉」のねらいと国語科の目標の接点について確認した上で、20年公示版からの大きな文言変更がなかった29年公示版幼稚園教育要領の領域「言葉」のねらいと三つの柱の関わりがどのように読み取れるかを、記述にそって探る。さらに、29年公示版幼稚園教育要領の領域「言葉」のねらいと内容が幼児期の終わりまでにもたらずであろう育ちの姿が、三つの柱を踏まえて改訂された29年公示版小学校学習指導要領国語科の目標とどのように繋がっていると読みうるかについて探っていくこととする。

なお、幼児教育と、就学後の教育とでは、対象とする子どもの発達の状況に違いがある。教育の目標も、幼児教育では方向に関する目標であるのに対し、就学後の教育では結果に関する目標となっている。また、幼児教育における領域は、幼児を発達の側面から捉えたもので、小学校以降の教科と直接的に結びつくものではない。しかし、領域「言葉」と小学校国語科には、ねらいや目標、内容に関して繋がりが見出しやすいため、両者の連続性に着目することとした。幼児教育を小学校以降の教育の簡易版などと捉えているわけではないことを、あらかじめ断っておく。

また、本稿では、平成29公示の幼稚園教育要領と小学校学習指導要領とを比較検討していくが、ここで取り上げている領域「言葉」の「ねらい」や「内容」は、平成29年公示の保育所保育指針や幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の、3歳以上児の保育内容に関する記述とほぼ同じものである⁶⁾。幼稚園教育要領に代表させてはいるが、以下の考察は保育所保育指針や幼保連携型認定子ども園教

育・保育要領にも当てはまるものである。

幼稚園教育要領と小学校学習指導要領の、各版の呼び方については、以下、次のようにする。

平成20年公示幼稚園教育要領：20年版教育要領

平成29年公示幼稚園教育要領：29年版教育要領

平成20年公示小学校学習指導要領：20年版指導要領

平成29年公示小学校学習指導要領：29年版指導要領

Ⅱ 20年版教育要領の領域「言葉」のねらいと20年版指導要領の国語科の目標

新幼稚園教育要領と新小学校学習指導要領の比較の前に、20年版教育要領の領域「言葉」のねらいと、20年版指導要領の国語科(1年生・2年生)の目標の連続性について、確認をしておく。

以下におおのをお引用し、それぞれの主旨について、幼稚園教育要領解説・学習指導要領解説を踏まえて補足する。

・20年版領域「言葉」のねらい⁵⁾

(1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。

(2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。

(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

言葉の発達には、言葉を使う経験を重ねることが必要である。言葉を使う経験を豊かにするためには言葉を使うことに対する意欲が重要になるが、幼児の場合、その意欲を左右するのは伝えたい相手の存在と伝えたい事柄

(経験)である。(1)は、「言葉で表現する楽しさ」を知ることの重要性を述べているが、これは、上のような幼児期の特徴を踏まえたものと言える。(2)は、聞く、話す、伝え合うことをねらいとしてあげている項目である。(3)は、挨拶や返事、あるいは集団生活であるところの園での活動に必要な用語(〇〇組さん等)の理解と、お話し遊び教材に親しむこと、そしてそれを通して身近な人びととの交流することをねらいとしてあげている項目である。

・20年版指導要領国語科(1年生・2年生)の目標²⁾

(1)相手に応じ、身近なことなどについて、事柄の順序を考えながら話す能力、大事なことを落とさないように聞く能力、話題に沿って話し合う能力を身に付けさせるとともに、進んで話したり聞いたりしようとする態度を育てる。

(2)経験したことや想像したことなどについて、順序を整理し、簡単な構成を考えて文や文章を書く能力を身に付けさせるとともに、進んで書こうとする態度を育てる。

(3)書かれている事柄の順序や場面の様子などに気付いたり、想像を広げたりしながら読む能力を身に付けさせるとともに、楽しんで読書しようとする態度を育てる。

(1)は、話すこと、聞くことに関する能力、(2)は、書くことに関する能力、(3)は、読むことに関する能力を、それぞれ身に付けさせることを目標としている。

既に述べたが、領域「言葉」のねらい(1)は、幼児特有の発達段階を踏まえた項目であるため、それに直接的に対応する項目は国語科の目標には見当たらない。

しかし、それ以外のねらい・目標の各項目には、関連が認められる。領域「言葉」の(2)と、国語科の(1)は、「聞く」「話す」力と関わっている点が共通している。領域「言葉」の(3)には、絵本を見たり物語を聞いたり

する活動に関わるねらいが含まれているが、これは国語科の（3）にある読む力に繋がっていくものと言えよう。

なお、国語科の（2）は、書く力と関わる目標である。領域「言葉」のねらいには、書く力に関するものは含まれていない。ただし、領域「言葉」の「内容」の（10）は、次のようになっている。

（10）日常生活の中で、文字などで伝える楽しさを味わう⁵⁾。

また、領域は異なるが、領域「環境」の「内容」にも、重なる点があるものがある。

（9）日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ⁵⁾。

国語科の目標の（2）と直接的に結びつく領域「言葉」のねらいはないが、「内容」の方には、関連が認められる項目があるということになる。

以上、平成20年版教育要領の領域「言葉」のねらいと、平成20年版指導要領の国語科の目標を対照させてみたが、全体として、繋がりを認めることができると思う。

ただし、領域「言葉」は幼児主体の表現になっている（各項目の主語は幼児）のに対し、国語科の目標は教師主体の表現（各項目の主語は教師）になっているという違いがあることは押さえておきたい。

Ⅲ 20年版指導要領と29年版指導要領の、国語科の目標の比較

ここでは、20年版指導要領と29年版指導要領の、それぞれの国語科の目標を比較し、どのように改訂されたかを確認する。

まず、各版の指導要領の該当部分を引用する。

・20年版指導要領国語科（1年生・2年生）の目標²⁾

（1）相手に応じ、身近なことなどについて、事柄の順序を考えながら話す能力、大事なこ

とを落とさないように聞く能力、話題に沿って話し合う能力を身に付けさせるとともに、進んで話したり聞いたりしようとする態度を育てる。

（2）経験したことや想像したことなどについて、順序を整理し、簡単な構成を考えて文や文章を書く能力を身に付けさせるとともに、進んで書こうとする態度を育てる。

（3）書かれている事柄の順序や場面の様子などに気付いたり、想像を広げたりしながら読む能力を身に付けさせるとともに、楽しんで読書しようとする態度を育てる。

・29年版指導要領国語科（1年生・2年生）の目標³⁾

（1）日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。

（2）順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。

（3）言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

一見してわかるように、大幅に改訂されている。20年版指導要領が教える内容をもって目標としていたのに対し、29年版はできるようにする内容を記している。従来の教師主体の記述から、教師の指導の結果としての子どもの力に照準を当てた記述に変わったと言える。このような改訂は三つの柱と関わるものであることが、「小学校学習指導要領解説国語編」から確認出来る。以下に該当部分を引用する⁷⁾。

（1）の「知識及び技能」に関する目標は、全学年同じであり、小学校を通して、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けること、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにすることを示している。

(2)の「思考力、判断力、表現力等」に関する目標には、考える力や感じたり想像したりする力を養うこと、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことなどができるようにすることを系統的に示している。(略)

(3)の「学びに向かう力、人間性等」に関する目標には、言葉がもつよさを感じることを、読書をする、国語を大切に思いや考えを伝え合おうとする態度を養うことを系統的に示している。(略)

このように、話す・聞く・書く・読むといった語彙は29年版国語科の目標からは消えている。(ただし、「2内容」の〔思考力、判断力、表現力等〕の項にはある)。そのかわりに、知識、技能、考える力、表現力、コミュニケーション能力、感性、態度などの資質や能力を身に付け育てることが目標となっている。

指導要領がこのように変わった一方で、29年版教育要領の領域「言葉」のねらいには大きな変更は加えられていない。このため、20年版教育要領の領域「言葉」のねらいと20年版指導要領国語科の目標との間では比較的容易に読み取ることができた連続性が、29年版教育要領と29年版指導要領の間では、少なくとも表面上は読み取りにくくなっている。

IV 領域「言葉」のねらいと三つの柱の接点を探る

繰り返しになるが、幼稚園教育要領も小学校学習指導要領も、三つの柱に示された資質・能力育成を踏まえて今回は改訂されている。29年版指導要領国語科の目標は、上の方針に沿って改められていることは前章で確認したとおりである。一方29年版教育要領の領域「言葉」のねらいは20年版教育要領のそれとほとんど同じである。このことは、当該部分に関しては、改訂編集の段階で従来の文

言をほぼ踏襲したもので新しい方針に対応しようと判断されたことを意味していよう。よって本章では、幼稚園教育要領の領域「言葉」のねらいについて、三つの柱との接点をその記述の表現から探ることを試みたい。

平成29年版教育要領「第一章 総則」の第2に掲載されている、幼稚園教育において育みたい資質・能力を引用する⁴⁾。

(1)豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(2)気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(3)心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

領域「言葉」のねらいを、これらに引きつけて読んでみる。

まずねらいの「(1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。」について。子どもは、身近な人との温かい交流により言葉への関心を育て、言葉を身につけていく。

(1)は、そのことを踏まえ、言語の獲得の基盤となる体験「言葉で表現する楽しさを味わう」ことの重要性、すなわち資質・能力を育む前提を示すとともに、表現力の芽生えについて言及していると解せよう。

次にねらいの「(2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。」について。これは、聞く力・話す力・伝え合う力等の技能の基礎について述べているが、聞く行為や話す行為、そして相互行為である伝え合いには、分かろう・伝えようとする意欲や態度が不可欠である。そこには、幼い年りの基礎的な思考力・判断力・表現力が伴おう。

最後に「(3)日常生活に必要な言葉が分かるようになる」とともに、言葉に対する感覚

を豊かにし、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。」について。「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」は、基礎的な言語の知識・技能の獲得と関わりと解せる。「言葉に対する感覚を豊かにし」は新たに加わった部分だが、これについては『ここがポイント！3法令ガイドブック—新しい『幼稚園教育要領』『保育所保育士指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の理解のために—』³⁴⁾が「これは、言葉そのものへの関心を促し、言葉の楽しさやおもしろさや微妙さを言葉遊びや絵本などを通して感じられるようにすること」で、「そういう感覚が元になって、言葉の理解が広がり、コミュニケーションにも使えるようになって」いくことだと述べている。これも、言語の知識・技能の獲得の基盤になるものといえよう。同時に、言語感覚を磨くという意味も看取されるところには、学びに向かう力との関連も読み取れよう。「絵本や物語などに親しみ」は、芸術作品（文学）に関心をもつことについての言及であり、これも、学びに向かう力と関わろう。さらに、日常生活での言葉のやりとりや文学的言語に親しむ活動を通して「先生や友達と心を通わせる」ことが示されているが、これは、人間性と関わるものと解せよう。

領域「言葉」のねらいを以上のように読むのならば、三つの柱とつなげて理解することができる。それにより、領域「言葉」のねらいと29年版指導要領国語科の目標とのつながりも見えやすくなっていくのではないか。改めて、29年版教育要領の領域「言葉」のねらいと29年版指導要領国語科（1年生・2年生）の目標をおおまかに対照させてみる³⁴⁾。

指導要領の目標「(1) 日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする。」の「日常生活に必要な国語の知識や技能」、「我が国の言語文

化に親しんだり」の部分は、領域「言葉」のねらいの(3)の「日常生活に必要な言葉が分かる」、「言葉に対する感覚を豊かにし」、「絵本や物語などに親しみ」を土台としていると考えられよう。指導要領の目標「(2) 順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができるようにする。」の基礎となるものは、領域「言葉」のねらいの(2)の「人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。」に見ることができると考える。指導要領の目標「(3) 言葉がもつよさを感じるとともに、楽しんで読書をし、国語を大切に、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。」は、領域「言葉」のねらいの(1)のほか、(3)の「絵本や物語などに親しみ」、「言葉に対する感覚を豊かにし」、(2)の「伝え合う喜びを味わう」を基盤としていると考える。

このように見えてくると、領域「言葉」のねらいと29年版指導要領国語科の目標とのつながりが浮かび上がってくる。ただし、後者が生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養に添って整理されているのに対し、領域「言葉」の目標はそうなのではない。三つの項目それぞれに、三つの柱を構成する要素としての「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」が複数含まれている。これは、29年版教育要領「第1章 総則」の第2の1に、三つの柱を示すにあたり、「幼稚園においては生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の気歩を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。」とあることと関わろう⁴⁾。

V 29年版教育要領の領域「言葉」の「ねらい」「内容」から29年版指導要領国語科の目標へ

育成を目指す資質・能力の三つの柱ごとに整理された形ではないものの、29年版教育要領の領域「言葉」のねらいは29年版指導要領国語科の目標とつながるものとして読めることを、前章にて確認した。本章では、領域「言葉」のねらいが、どのような内容によって実現され、29年版指導要領国語科の低学年の目標へつながっているのかについて見ることで、今少し29年版教育要領の領域「言葉」と、29年版指導要領国語科とのつながりについて探っていきたい。前章の最後で触れたように、領域「言葉」のねらいや内容等は、概念的に整理された資質・能力に添ったものとなっていない。そこで、29年版指導要領国語科の目標の(1)～(3)の記述を以下のA～Jに分節化した上で、領域「言葉」との接点について見ていくこととする。

- (1) A日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付ける。
 B我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができる。

- (2) C順序立てて考える力を養う。
 D感じたり想像したりする力を養う。
 E日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高める。
 F自分の思いや考えをもつことができる。
 (3) G言葉がもつよさを感じる。
 H楽しんで読書をする。
 I国語を大切にすることを養う。
 J思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

29年版教育要領の領域「言葉」のねらいおよび内容と、A～Jのつながりを見るためにまとめたのが以下の表1である。「29年版教育要領の領域「言葉」のねらい・内容」欄の①～⑩は、内容である。そのあとの(1)～(3)は、ねらいである。それらと繋がりがあると考えられるA～Jを並べて示した。A～Jの中には、複数のねらいおよび内容との関連性が認められるものがある。さらに、その下の欄で双方の関連性についての補足説明を行った。なお、内容と目標の各記述中の語彙に特に関連性が認められると判断したところには、下線を引いた。実線同士、破線同士のものに対応関係を認めている。

表1 領域「言葉」のねらい・内容と国語科の目標の対照表

29年版教育要領の領域「言葉」のねらい・内容	29年版指導要領国語科の目標
①先生や友達の言葉や話に興味や関心をもち、親しみをもって聞いたり、話したりする。(2)	E日常生活における人との関わりの中で <u>伝え合う力</u> を高める。
①は、「人の言葉や話などをよく聞き」「伝え合う喜びを味わう」等の表現を含むねらいの(2)を踏まえた内容で、園生活を共に過ごす教師や友達との間に安定した関係があることを前提に、相手の言葉や話に関心を持って言葉のやりとりをするものである。このような経験は、より幅広い他者と関わる力、コミュニケーション力が育つ基盤の形成に繋がるものと考えられ、次段階での、日常生活において生じる他者との関係の中で自分と相手が言葉を伝え合うというEの目標を踏まえた学習と繋がろう。	
②したり、見たり、聞いたり、 <u>感じたり</u> 、 <u>考えたり</u> などしたことを自分なりに <u>言葉で表現する</u> 。(1)(2)	D <u>感じたり想像したりする力</u> を養う。 E日常生活における人との関わりの中で <u>伝え合う力</u> を高める。 F自分の <u>思いや考え</u> をもつことができる。

<p>②は、自らの経験や感想等を幼児なりに言語で表出するという内容で、「言葉で表現する楽しさを味わう」ことに言及するねらい（１）や「自分の経験したことや考えたことを話し」とある（２）を踏まえたものである。体験や感想を言語化して伝える経験を積むことで、感じる力や思考力等の基礎が育まれ、DFのような目標を踏まえた学習に臨みうる基盤が育とう。さらに、自己の言葉を十分に教師や友だちに受け止められた経験は、相互活動としての伝え合いに関心を持つ動機になると考える。それは、目標Eを踏まえた学習活動に臨むための基盤となるだろう。</p>	
<p>③<u>したいこと、してほしいこと</u>を言葉で表現したり、<u>分からないこと</u>を尋ねたりする。（３）</p>	<p>E日常生活における<u>人との関わり</u>の中で<u>伝え合う力</u>を高める。</p>
<p>③も②同様表現することに力点がある項目であるが、単に自分の経験や思いなどを伝えるのではなく、自らの意志や相手に対する要求、あるいは質問といった、相手との相互関係を前提とする事柄あるいは場面に特化している点に特徴がある。これは「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」というねらい（３）を踏まえた内容である。このような経験を積むことで適切に自己表現する力、さらには、相手の言語表現を受け止める力の基盤が育つと考える。それにより、Eの「人との関わりの中で伝え合う力を高める」という目標を踏まえた学習活動の基盤が育っていきう。</p>	
<p>④人の話を<u>注意して聞き</u>、相手に分かるように<u>話す</u>。（２）（３）</p>	<p>C<u>順序立てて考える力</u>を養う。 J<u>思いや考えを伝え合おうとする態度</u>を養う。</p>
<p>内容の④は、ねらい（２）の「人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたこと話し」を踏まえている。また、ねらい（３）の、「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」「先生や友だちと心を通わせる」とも関わっている。人の話の内容を理解する場合には、まず、相手の話を注意して聞くことが肝要である。また、情報を相手に伝える際には、相手が理解しやすいように、自分なりに話の筋道を整理したり言葉遣いを変えたりすることが必要である。④のような経験を重ねることにより、聞き手の思いや考えをくみ取ろうとする態度やわかりやすく伝えようとする態度の涵養に繋がろう。これは、Jの「伝え合おうとする態度」という目標を踏まえた学習活動の基礎になろう。また、相手に分かるように話すことを心がけていくうちに、筋道を立てて考える力が芽生えると考えられる。それはCの「順序立てて考える力」の基盤の育ちに繋がるものと言えよう。</p>	
<p>⑤<u>生活の中で必要な言葉</u>が分かり、使う。 ⑥<u>親しみ</u>をもって<u>日常の挨拶</u>をする。 （３）</p>	<p>A日常生活に必要な<u>国語</u>の知識や技能を身に付ける。 E日常生活における<u>人との関わり</u>の中で<u>伝え合う力</u>を高める。</p>
<p>⑤と⑥は近接関係にある内容と判断するので、まとめて扱う。幼児教育機関での生活は、集団生活である。他者との生活においては、他者と適切に関わったり、自他の考えや思いを調整したりということが不可欠である。挨拶や返事、「貸して」「いいよ」「まだ使うから」等の交渉場面での言葉、あるいは、「〇〇組さん」「順番」などのいわゆる集団語の理解などが円滑な園生活には必要である。⑤は、これらを日々の生活の中で少しずつ身に付けていくという内容を示している。また⑥は、挨拶は人と人をつなぐ言葉であり、ただすれば良いというものではなく親しみをもってすることに意味があるという内容になっている。これらはねらい（３）の「日常生活に必要な言葉が分かるようになる」「先生や友だちと心を通わせる」を踏まえた内容である。これらの内容と関わる経験を積むこと</p>	

で、Eを目標とした学習活動に取り組む基盤が形成されていこう。また、他者との関係においてやりとりされる言葉は、適切かつ正確である必要があり、使うタイミングも重要である。生活の中で必要な言葉を繰り返し使っていくうちに、その使い方も適切になっていこう。それは、Aの目標を踏まえた学習活動に臨むための基盤作りに繋がる。

<p>⑦生活の中で言葉の<u>楽しさや美しさ</u>に気付く。 (3)</p>	<p>B我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができる。 G言葉がもつよさを感じる。 I国語を大切に<u>する</u>。</p>
---	--

⑦には「生活の中で」とあるが、参考までに平成20年版幼稚園教育要領解説⁵⁾の当該内容と関わる記述を見るに、絵本や物語、詩の言葉への言及があるため、遊びも含んだ広い意味での生活と理解することとする。⑦は、生活の中でやりとりされる言葉、あるいは、お話し遊びをはじめとした様々な遊びの中で触れる言葉の音やリズム、意味のおもしろさや美しさを知ることによって言語感覚を磨くというもので、ねらい(3)の「言葉に対する感覚を豊かにし」を踏まえた内容と言える。⑦のような内容と関わる経験を積むことで、Gに見える「言葉のもつよさ」を感受する目標を踏まえた学習に取り組む基盤が育つだけでなく、Bの「我が国の言語文化に親しんだり理解したりする」ことを目標とする学習活動に臨むための基礎的力が育とう。さらにはIの、「国語を大切にする」態度を涵養することを目標とした学習の基盤にもなっていくであろう。

<p>⑧いろいろな体験を通じて<u>イメージや言葉を豊かにする</u>。(2)(3)</p>	<p>D感じたり想像したりする力を養う。 G言葉がもつよさを感じる。</p>
--	--

20年版幼稚園教育要領解説⁵⁾の当該内容⑧関わる記述に「蓄積されたイメージをその意味する背景や情景などを理解した上で、徐々に言葉として表現することが、言葉の豊かさにつながっていく」とある。これを参考にするに、ねらいの(2)「自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう」を踏まえた内容と言えよう。イメージを言語化することを積み重ねていくと、感受性や想像力を磨く基盤が育とう。それは、目標Dを踏まえた学習活動の基盤になると考える。また、⑧はねらい(3)の「言葉に対する感覚を豊かにし」を踏まえた内容でもある。この感覚が育っていくと、目標G「言葉が持つよさを感じる」を踏まえた学習の土台となる。

<p>⑨絵本や物語などに<u>親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさ</u>を味わう。(2)(3)</p>	<p>H楽しんで<u>読書</u>をする。 D感じたり想像したりする力を養う。</p>
---	---

⑨は、ねらい(3)の「絵本や物語などに親しみ」を踏まえた内容で、このような経験が積み重ねることにより、「楽しんで読書する」という目標Hを踏まえた学習活動の基盤が育とう。また、ねらい(2)の「自分の経験したことや考えたことを話し」を踏まえた内容でもある。幼いなりに思いや考えを言語化することを積み重ねていくことで、Dの「感じたり想像したりする力」の養成を目標とした学習活動に取り組むための基盤ができあがっていく。

<p>⑩日常生活の中で、<u>文字</u>などで伝える<u>楽しさ</u>を味わう。(3)</p>	<p>A日常生活に必要な<u>国語の知識や技能</u>を身に付ける。</p>
---	--

幼児教育では、「学習」を通して文字や言葉を覚えることよりも、生活や遊びを通して文字の便利さやおもしろさに気づいていくことを重視する。⑩はそのような内容であり、ねらい(3)の「日常生

活に必要な言葉が分かるようになる」を踏まえたものである。一方Aは、学習によって、日常生活に必要な国語の知識や技能を身に付けることを目標としたものである。この点に違いがあるが、幼児期に⑩のような経験を積み重ねて文字への関心を育てることは、就学後に本格的に国語の知識や技能を涵養する際の土台となろう。この点において、⑩は、Aを目標とする学習活動に取り組む基盤作りになる内容と考える。

VI まとめ

今回、記述の細部に注目することで、20年版教育要領と大きくは変わっていない29年版教育要領の領域「言葉」のねらい、あるいは内容を、三つの柱と関係づけて読むことが可能であること、そして、それらと29年版学習指導要領国語科の目標とつながりを読み取ることができることについて見てきた。

このことを踏まえ、少しく言い添えたいことがある。29年版教育要領の前文に、〈これからの幼稚園〉に求められることとして、一人一人の幼児が、将来、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる基礎を培うことを挙げている。これは、幼稚園教育において育みたい、三つの柱の基礎となる資質・能力と深く関わろう。

しかし、領域「言葉」のねらいや内容に関しては、今回の改訂で三つの柱の基礎が明確に意識される以前から、上記の資質・能力の育みをめざすところがすでに取り込まれていたということになるのではないか。20年版教育要領における領域「言葉」のねらいや内容を29年版教育要領がほぼそのまま引き継いでいること、領域「言葉」のねらいおよび内容を踏まえた経験の積み重ねによって育つと期待される力が、三つの柱を踏まえて大幅に改訂された29年版指導要領国語科の低学年の目標に沿う学習内容に取り組むための土台となる

ことが確認出来たことから、そのように考える。

今回の改訂で、前文が加わり総則が大きく改訂されたことから、今後保育者の構えは更新されなければなるまい。しかし、幼児教育としてこれまで取り組まれてきた領域「言葉」のねらいや内容は、時代や社会の変遷に対応しうるものであったと考えるものである。

文献

- 1) 文部科学省. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)【概要】. (平成28年12月21日).
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/12/27/1380902_1.pdf .
 2017年6月20日.
- 2) 文部科学省. 小学校学習指導要領解説国語編. 9-49. 東京: 東洋館出版社; 2008.
- 3) 文部科学省. 小学校学習指導要領.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_4_2.pdf
 .2017年6月20日.
- 4) 文部科学省, 厚生労働省, 内閣府. 平成29年告示幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領. 19-20. 59-60. 東京: チャイルド本社; 2017.
- 5) 文部科学省. 幼稚園教育要領解説. 2-3. 138-157. 東京: フレーベル館; 2007.
- 6) 原田留美. 国語科指導法. 教育・保育の基

- 礎理論—生涯発達の視点から—, 147-156.
新潟:考古堂; 2012.
- 7) 文部科学省. 小学校学習指導要領解説.
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1387014.htm). 2017年6月20日.
- 8) 武藤隆, 汐見稔幸, 砂上史子. ここがポイント! 3法令ガイドブック:新しい『幼稚園教育要領』『保育所保育士指針』『幼稚園教育要領』『保育所保育士指針』『幼稚園教育要領』『保育所保育士指針』『幼稚園教育要領』『保育所保育士指針』の理解のために, 53. 東京:フレーベル館; 2017.
- 9) 文部科学省. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申). (平成20年1月17日).
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afeldfile/2009/05/12/1216828_1.pdf). 2017年7月28日
- 10) 文部科学省, 厚生労働省, 内閣府. 幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領, 19-20. 東京:チャイルド本社; 2014.
- 11) 厚生労働省. 保育所保育指針, 96-120. 東京:フレーベル館; 2007.
- 12) 武藤隆, 民秋言. ここが変わった! NEW 幼稚園教育要領・保育所保育指針ガイドブック, 31-39. 東京:フレーベル館; 2008.